

No. 7 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団		所管部局 室・課等	文化スポーツ部 スポーツ振興課	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 細川倫史	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和60年3月26日 (平成23年8月1日公益財団法人に移行)		事務所の所在地	〒025-0012 岩手県盛岡市みたけ一丁目10番1号	
			電話番号	019-641-1127 (代)	
			HPアドレス	http://sposhin.echna.ne.jp/	
資(基)本金等	10,000,000 円		うち県の出資等 割合	10,000,000 円	100.0%
設立目的	生涯を通ずる体育・スポーツ・レクリエーション、教育の振興を図り、もって県民の心身ともに健康で明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。				
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 公益目的事業 生涯スポーツの振興及び青少年の健全育成に関する事業 収益事業 公益目的事業以外への施設の貸出し等に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 				
常勤役員の状況	合計	5名	うち県現職	1名	うち県OB 2名
	平均年収 ※	6,704 千円	平均年齢 ※	62.0 才	※令和4年度実績
常勤職員の状況	合計	49名	うち県派遣	21名	うち県OB 11名
	平均年収 ※	4,607 千円	平均年齢 ※	52.6 才	※令和4年度実績

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進やスポーツ愛好者の拡大等に取り組むことにより、生涯スポーツの振興を図り、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実に貢献するものである。
2	県立青少年の家の特色を生かした自然体験活動、文化・スポーツ体験活動を提供することにより、豊かな体験活動の充実に貢献するものである。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

スポーツ・レクリエーション振興のためには、幅広い分野の専門知識を有する人材が必要である。総合型地域スポーツクラブ等においては、活動内容及び範囲が限定されることや、安定した経営基盤の確保に課題がある。当該法人は、これまでに培った各競技団体等とのネットワークや事業実施、施設管理に係るノウハウにより、他の民間団体より効果的な事業実施が見込まれる。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

当該法人は、専門的な知識と能力を有する人材を活用することで、スポーツ・レクリエーション振興のため幼児から高齢者までの多様な年代に向け、質の高い事業を提供している。また、各種競技団体、関係機関、市町村等とのネットワークが構築されていること、これまでの事業実施や施設管理に係る実績を有することから、効率的に業務を推進するとともに、職員配置及び会計の分野において、弾力的な運用が可能であり、機動性及び効率性の観点から、県直営よりも優位性が認められる。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

法人を取り巻く環境の変化を踏まえて、法人の役割及び県が出資・出えんすることの意義を不断に確認することが重要である。民間団体との代替性及び県等との役割分担の点検、県が直接事業を実施する場合との比較を十分行った上で、実効性のある計画・評価を行い、法人の長所、強みを発揮させることで、県の出資・出えんに対する県民理解を深めていくことを目指す。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	スポーツ・レクリエーション愛好家等の確保	① スポーツ施設利用者数 1,150,000人	947,954人		
取組内容	<p>快適な施設利用環境の維持や、コロナ禍における適切な感染対策を講じながら各種事業の実施に努めているが、感染者が大きく増えたコロナ第7波・第8波が施設利用者数の抑制に影響し、利用者数の目標達成には至らなかった。</p> <p>一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比235,159人の増加（32.9%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。</p>				
課題	<p>コロナ禍の外出抑制等で変化した県民のスポーツ・レクリエーションに対する意識変化をとらえた事業の実施が求められており、これまでの経験にとらわれることなく、事業の改善や新たな視点を持った取組を進めていく必要がある。</p>				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	青少年の家利用者数の確保	① 青少年の家利用者数 77,455人	68,721人		
取組内容	<p>快適な施設利用環境の維持や、コロナ禍における適切な感染対策を講じながら各種事業の実施に努めているが、小中学校の団体利用の休止が一般化したことや、コロナ第7波・第8波が施設利用者数の抑制に影響し、利用者数の目標達成には至らなかった。</p> <p>一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比12,814人の増加（22.9%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。</p>				
課題	<p>コロナ禍の外出抑制等で変化した小中学校の利用形態の変化に対応した事業の実施が求められており、これまでの経験にとらわれることなく、事業の改善や新たな視点を持った取組を進めていく必要がある。</p>				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	生涯スポーツ振興のための各種事業の実施	① 参加者数 70,000人 (うち自主事業 23,300人)	38,843人 (17,008人)		
取組内容	<p>指定管理を受けている施設が相互に連携・協力して事業を実施できる体制を整備するなど事業の推進に努めているが、感染者が大きく増えたコロナ第7波・第8波が影響し、参加者数の目標達成には至らなかった。</p> <p>一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比8,343人の増加（27.3%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。</p>				
課題	<p>事業参加者数が低調に推移していることから、コロナ禍で利用頻度が増えたSNSを活用した広報や、各施設が相互に連携した事業の企画など、事業のPR強化や事業の魅力向上によって参加者の確保を進める必要がある。</p>				
4	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	青少年健全育成のための各種事業の実施	① 参加者数 10,800人 (うち自主事業 4,250人)	7,384人 (3,806人)		
取組内容	<p>指定管理を受けている施設が相互に連携・協力して事業を実施できる体制を整備するなど事業の推進に努めているが、感染者が大きく増えたコロナ第7波・第8波が影響し、参加者数の目標達成には至らなかった。</p> <p>一方、令和3年夏の「岩手緊急事態宣言」に伴い施設を休止した反動もあり、利用者数は昨年比1,602人の増加（27.7%）となり、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。</p>				
課題	<p>事業参加者数が低調に推移していることから、コロナ禍で利用頻度が増えたNSを活用した広報や、各施設が相互に連携した事業の企画など、事業のPR強化や事業の魅力向上によって参加者の確保を進める必要がある。</p>				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	利用者満足度の向上	① 利用者満足度 90%	93%		
取組内容	利用者の満足度の向上は、施設利用率の向上、ひいては利用料収入の確保に寄与すると考えており、利用者の満足度の向上に向けて、施設の良好な状態での維持、修繕に努めるとともに、待遇などの職員対応の徹底、資格取得や研修実施による指導能力の向上を図った。				
課題	利用者満足度の目標は達成しているが、経営改善に向けた指標としては間接的なものであることから、次期中期経営計画の策定にあたっては、指標の見直しも検討していく。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の資質向上	① 職員研修受講者数 100人 ② 外部研修派遣者数 100人	97人 61人		
取組内容	職員研修については、毎年、基本方針を策定し計画的に取り組んでいるほか、感染対策を徹底した研修を行っている。職員研修については、概ね計画値となっているが、外部研修への派遣者数が計画値を大きく下回っているが、コロナ禍で外部研修自体が減っていることが主な要因である。				
課題	新型コロナの5類移行に伴い、外部研修の開催回数も増える傾向にあり、今後は、積極的に外部研修への派遣を進めていく。また、職員研修については、遠隔地の職員の受講を促すため、オンライン研修のできる環境整備を進めていくこととしている。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	利用料収入の確保	① 利用料収入 94,000千円	92,349千円		
取組内容	収益事業の8割近くを占める県民ゴルフ場の経営については、施設環境の適切な維持や、開所時間の延長、定例コンペの開催などに努めた結果、今期は増収となり、全体としても、昨年比13,797千円の増加(17.5%)と、コロナ禍においても目標値に近づく高い収益を確保できた。				
課題	全体として収益の向上は進んでいるが、光熱水費や資材費などは、それを上回る速度で高騰を続けており、利用料の引き上げなど、今後も経費の節減と収益確保が課題となっている。				
4	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	収益事業の収益率の向上	① 収益事業の収益率 1.28%	1.22%		
取組内容	収益事業の8割近くを占める県民ゴルフ場の経営については、施設環境の適切な維持や、開所時間の延長、定例コンペの開催などに努めた結果、今期は増収となり、収益率も昨年比0.19%(R3:1.03%)高まり、コロナ禍においても目標値に近づく高い率を確保できた。				
課題	全体として収益の向上は進んでいるが、公熱水や資材費などは、それを上回る速度で高騰を続けており、利用料の引き上げなど、今後も経費の節減と収益確保に注力し、収益率の向上を図る必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	5	1	2	2	5	1	2	2	5	1	2	2
非常勤	6		2	4	6		2	4	6		2	4
計	11	1	4	6	11	1	4	6	11	1	4	6

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	6	1	1	1	3	6	1	1	1	3	6	1	1	1	3
	一般職	46	14	20	11	1	47	14	20	12	1	43	13	20	10	
	小計	52	15	21	12	4	53	15	21	13	4	49	14	21	11	3
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	41				41	39				39	38				38
	小計	41				41	39				39	38				38
計		93	15	21	12	45	92	15	21	13	43	87	14	21	11	41

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					3
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB					1		1
	その他						3	3
	一般職	1	7	6	10	8	11	43
	プロパー	1	7	2	2		1	13
	県派遣			4	8	8		20
	県OB						10	10
	その他							
計		1	7	6	10	11	14	49

法人説明欄

<p>〔役員数の状況について〕 役員（理事・監事）の増減はないものの、任期満了に伴い6月に新たな役員を選任している。 常勤職員数は、県営野球場の廃止や、県OB職員が3名退職した後に非常勤職員を充てるなどで、全体で4名減少している。（65歳で退職した職員を非常勤として任用する制度による）</p> <p>〔県の関与の状況について〕 通常業務については、常勤の県OB職員も多いことから担当課との連携が十分図られているほか、重要案件については、県現職である財団の事務局長が県各課等との連携を図っており、県と一体となった財団運営がなされている。</p> <p>〔職員の年齢構成について〕 県OB職員が多く60代の職員が多くなっているが、30代～50代の職員は各年代とも10名前後おり、職員バランスはとれている。なお、県OB職員は、即戦力として活躍していただいているほか、数年で退職することから組織の硬直化等の弊害もない。</p>
--

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
資産	416,218	409,047	407,691	▲ 1,356	
流動資産	98,928	94,262	155,029	60,767	
うち現預金	65,231	43,764	82,200	38,436	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	317,290	314,785	252,662	▲ 62,123	
基本財産	10,000	10,000	10,000	0	
うち投資有価証券	10,000	10,000	10,000	0	
特定資産	256,350	259,113	228,449	▲ 30,664	
うち投資有価証券	100,000	100,000	100,000	0	
その他固定資産	50,940	45,672	14,213	▲ 31,459	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	178,323	182,936	188,664	5,728	
流動負債	76,194	76,443	108,379	31,936	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	102,129	106,493	80,285	▲ 26,208	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	237,895	226,111	219,027	▲ 7,084	
指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0	
一般正味財産	227,895	216,111	209,027	▲ 7,084	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
経常収益	758,710	808,792	873,169	64,377	
経常費用	763,244	820,016	879,911	59,895	
事業費	724,700	782,071	842,588	60,517	
うち人件費	305,058	341,225	352,602	11,377	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	38,544	37,945	37,323	▲ 622	
うち人件費	33,680	33,058	32,637	▲ 421	
評価損益等増減額	0	0	0	0	
当期経常増減額	▲ 4,534	▲ 11,224	▲ 6,742	4,482	
経常外収益	0	0	0	0	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	612	560	342	▲ 218	
当期一般正味財産増減額	▲ 5,146	▲ 11,784	▲ 7,084	4,700	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
正味財産期末残高	237,895	226,111	219,027	▲ 7,084	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	123,806	147,314	146,040	▲ 1,274	
指定管理料	538,498	565,053	612,255	47,202	
その他	0	0	0	0	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
自己資本比率(%)	57.1	55.3	53.7	▲ 1.6	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	129.8	123.3	143.0	19.7	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	5.1	4.6	4.2	▲ 0.4	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	44.4	45.6	43.7	▲ 1.9	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	99.4	98.6	99.2	0.6	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 1.9	▲ 5.0	▲ 3.1	1.9	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】

コロナ禍による利用料の減少や収支相償の達成などを見込み、当初予算で20,976千円の赤字を想定していたが、徹底して支出を抑制する中で、感染対策を講じながら大会等が開催されたことなどから利用料が想定外に伸びたほか、暖冬の影響で屋外施設が3月から営業できたことなどから、赤字額が縮小し7,084千円の赤字に改善した。

【県の財政的関与について】

岩手県における生涯スポーツの振興や青少年の健全育成の中核的役割を担っており、11の県営施設の指定管理者となっている。指定管理料は収益の7割を占め、県からの委託料を含めると、県からの収益が全体の9割となっている。一方、県委託料等の継続的な削減に対応した経費節減や業務改善が限界に近づいており、新たな対応策の検討が必要となっている。

【財務指標・財務評価について】

個別の財務指標では致命的な数値はないが、連続6期の赤字決算となる中で指標全体が悪化している。指定管理を受けている11の県有施設全てで収益源の確保を図ることが必要であり、県と十分に相談しながら対策の検討を進めていく。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県の施策のうち、生涯スポーツの振興と青少年の健全育成については、本事業団の目的と合致しており、これまでも県受託事業や指定管理業務を通じ連携して取り組んでいるほか、令和3年度に開設された野外活動センターに係る県事業を受託するなど、県と一体となった施策の推進に貢献している。
所管部局	目標値には達しなかったものの、新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、利用者の安心・安全の確保に努めながら事業を実施したことにより、スポーツ施設及び青少年の家の利用者数が前年度に比べて増加しており、県の施策に貢献していると認められる。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	昭和60年の財団設立から長年に亘り築き上げてきた市町村や各競技団体等との信頼関係を基盤としてし、生涯スポーツの振興や青少年の健全育成に取り組んでいる。 更に、長年の業務を通じた確実な施設管理のノウハウを蓄積しているほか、各種の資格や経歴、知識を有する職員を有することなど、他の民間団体が代替するのは困難である。
所管部局	スポーツ振興にあつては、総合的にスポーツに関わる団体であることから、法人の持つ各種競技団体等とのネットワークや事業を遂行する人的資源とノウハウを持つこと、青少年の健全育成にあつては、小中学校等の教育機関とのネットワークを持つことから、他の民間団体より効果的な事業実施が見込まれる。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	事業団の確実な運営を図るため、年度当初に理事長が各施設に外向き意見交換をしているほか、施設長会議の定期開催を通じた施設間の連携や、事務局長と全職員との面談を通じた職員との意思疎通に努めている。 また、研修会の開催や各種資格の取得支援を通じた職員育成に努めるとともに、全職員を対象とした事務局長面談を通じ、個々の職員の個別事情の把握に努め、職員に寄り添った支援・対応に努めている。
所管部局	各施設の様況や、職員の実情等を把握しながら、マネジメントを行っているほか、各種研修の機会の確保や各種資格取得支援を通じた職員の育成に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	内部統制を確実に実施するため、各施設毎に毎月コンプライアンスの日を設けて、所属長訓示や職員発表等を実施するほか、施設長会議で実施状況を共有するなど、取組の徹底を図っている。 理事会や評議員会において財団運営について意見をいただくほか、監事による監査や、県担当課による実地検査、税理士事務所による指導など、複数のチェック体制を構築している。
所管部局	コンプライアンスの日を定めて意識啓発を適切に行っている。会計処理については、幹事による監査や税理士による指導等複数のチェック体制を構築しており、リスク管理に積極的に取り組んでいる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	コロナ禍が長期化する中で、利用料収入は目標値に到達しなかったが、健全経営の重要な要素と考えている利用者満足度は高水準で推移している。また、徹底した感染対策を講じながら各事業等の実施に努めた結果、利用者数・利用料とも前年比で増加し、コロナ収束後の経営改善に向けた足掛かりとなっている。
所管部局	施設の維持、修繕による施設環境の整備や接遇などの職員対応の徹底のほか、資格取得や研修実施による指導力の向上に努めており、利用者の満足度の向上につながっていると推察され、満足度の向上は、施設利用率及び利用料収入の確保に寄与するものと認められる。 また、利用料の確保に向けて、徹底した感染対策を講じて各事業実施に努めたほか、収益の柱となる県民ゴルフ場の開所時間の延長や定例コンペの開催に努めたことにより、施設の利用者数及び利用料収入は、前年に比べ増加している。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県派遣職員については、県出資法人の適正な運営を支援し、県との連携を強め、スポーツ振興施策及び青少年の健全育成を効果的に実施するため、法人の要請を受けて派遣しているものであり、指定管理業務と明確に区分し、指定管理者選定に係る公平性に配慮しながら行っている。今後も引き続き、従事業務の実態に留意し、必要性を十分考慮した上で、適切な範囲での派遣人数、人件費負担を行うこととしている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	財団ホームページや各施設の窓口において各種資料を提供してきたが、情報公開の更なる充実を図るため、各種紙媒体へのQRコードの導入、分散していたSNSの統合による情報発信の一体化を進めている。 今後も、提供する情報の充実を進め、利用者等の利便性向上に努めていく。
所管部局	法人の基本的情報については、法人のホームページ等により適切に情報公開されているほか、各種紙媒体へのQRコードの導入や、分散しているSNSの統合による情報発信の一本化を進めるなど、情報公開の推進に積極的に取り組んでいる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・経営改善目標として設定している「収益事業の収益率の向上」については、実績が目標値を下回りました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることが原因のようですが、当該影響が比較的少なかった前年度においても目標値を大きく下回っています。（前年度実績1.09） 法人の策定した中期経営計画において、当該目標の達成に向けた取組内容及びスケジュールの記載が具体的ではなく、計画性をもった取組が行われているか否かについての評価が困難な状況です。中期経営計画策定の際に、再度目標値の妥当性について検討を行った上で、取組内容の具体化とスケジュールの可視化を行い、それに基づいて計画的に取り組む必要があります。	実施済	目標値としての妥当性の指摘があった収益率については、内部で検討を重ねた結果、収益率のベースとなる光熱水費や資材費等が急騰しているほか、利用料収益が感染症の影響や天候に大きく作用されることから、指標としての適切性に欠けるとの判断に至り、次期中期計画では指標としなことにした。 なお、ゴルフ場の利用者の中核となる70歳代は、人口統計上、今後、急減することから、ゴルフ場経営のあり方について、担当課と協議を重ねている。	令和4年度
法人	2 ・経営改善目標として設定している「利用者満足度の向上」については、目標内容を鑑みれば、経営改善目標ではなく事業目標として設定されるべきものと考えられます。法人の役割である生涯スポーツの振興及び青少年の健全育成を果たす上で、法人が達成すべき目標をより明確に設定するため、中期経営計画策定の際に、既存の事業目標との整理統合等を行う必要があります。なお、何らかの意図があつて経営改善目標として設定している場合には、法人の経営改善に資するような目標内容及び目標値の設定に修正する必要があります。	実施済	目標値としての妥当性の指摘のあった利用者満足度については、内部で検討を重ねた結果、経営改善目標としては間接的なものとの判断に至り、次期中期計画では指標としないことにした。 なお、経営に直接的に関わる、収益の安定的確保に向けた財務構造の見直しについて、担当課と協議を重ねている。	令和4年度
所管部局	1 法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と連携、協働のもとに県が業務委託している「生涯スポーツの振興に関する事業の企画、運営」及び「県設置の青少年の健全育成のための社会教育施設としての適切な研修」を実施するために必要な職員を法人の要請を受けて派遣していますが、毎年度、事業の必要性、業務の実態を確認し、必要な範囲での派遣人数、人件費負担について検討します。	毎年度実施

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画について、令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期計画に反映させる必要があります。	実施済	妥当性の指摘のあった目標値については、指摘を踏まえ内部で検討を重ねた結果、目標の指標としないこととした。 なお、県からの収益が収益全体の大半を占めることから、経営改善に向けては、県の担当課と継続的に検討を重ねている。	令和4年度
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	中期経営計画（令和5年度～令和8年度）の策定に当たり、法人と検討を重ねた上で策定している。	令和4年度
	2 法人に対して県から多数の職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	県職員の派遣については、県と連携、協働のもとに県が業務委託している「生涯スポーツの振興に関する事業の企画、運営」及び「県設置の青少年の健全育成のための社会教育施設としての適切な研修」を実施するために必要な職員を法人の要請を受けて派遣していますが、毎年度、事業の必要性、業務の実態を確認し、必要な範囲での派遣人数、人件費負担について検討します。	毎年度実施